

岩手県告示第 322 号

次の救急病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院でなくなった。

平成 19 年 4 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

救急病院でなくなったものの名称	所在地
釜石市民病院	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号